

鹿 児 島 県 公 報

平成24年 8 月 17 日（金）第2830号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定例発行日（毎週火、金）
定価 送料共1箇月2,650円

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則	
○調理師法施行細則の一部を改正する規則（※）	（健康増進課取扱い） 1
告 示	
○保安林の指定	（森づくり推進課取扱い） 2
○保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示（6件）	（森づくり推進課取扱い） 2
○林業関係職員の駐在場所の一部改正（※）	（森づくり推進課取扱い） 4
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止	（介護福祉課取扱い） 4
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止	（介護福祉課取扱い） 4
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止	（介護福祉課取扱い） 4
○土地改良区の役員の内退の届出	（農地整備課取扱い） 5
○鹿児島県建設工事入札参加資格審査要綱の一部を改正する要綱（※）	（監理課取扱い） 5
○都市計画道路の変更案の縦覧	（都市計画課取扱い） 5
公 告	
○平成25年度鹿児島県建設工事入札参加資格審査の申請期間等に関する公告	（監理課取扱い） 6
○開発行為に関する工事の完了公告	（建築課取扱い） 7
監 査 委 員 公 表	
○監査結果の報告に係る措置の公表	（監査委員事務局取扱い） 7
公 安 委 員 会 公 告	
○警備業交通誘導警備業務2級検定実施公告	（生活安全企画課取扱い） 11

規 則

調理師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 8 月 17 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第53号

調理師法施行細則の一部を改正する規則

調理師法施行細則（昭和34年鹿児島県規則第30号）の一部を次のように改正する。

別記第7号様式裏中「覚せい剤」を「覚醒剤」に、「に限る」を「（出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者については、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したもの）に限る」に、「外国人登録証明書の写し」を「旅券その他の身分を証する書類の写し（申請者が出入国管理及び難民認定法第19条の3各号に掲げる者である場合に限る。）」に、「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第946号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成24年 8 月 17 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林の所在場所
薩摩川内市木場茶屋町字小吹8291番
- 2 指定の目的
干害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第947号

平成24年 6 月 8 日鹿児島県告示第706号（以下「告示第706号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を錦江町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成24年 8 月 17 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 所在が不分明な者の氏名
小榎信雄
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所
肝属郡錦江町田代麓字石ノワタセ3694番
 - (2) 変更後の指定施業要件
告示第706号の変更後の指定施業要件のとおりに

鹿児島県告示第948号

平成24年 6 月 15 日鹿児島県告示第723号（以下「告示第723号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を錦江町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成24年 8 月 17 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 所在が不分明な者の氏名
磯大作
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所
肝属郡錦江町田代川原字椿ヶ迫4356番2, 4359番から4361番まで, 4364番2, 4365番,

4366番，字都合山4682番，4683番1，4683番5

(2) 変更後の指定施業要件

告示第723号の変更後の指定施業要件のとおり

鹿児島県告示第949号

平成24年6月22日鹿児島県告示第742号（以下「告示第742号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不分明であるので，森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により，その通知の内容を垂水市役所に掲示するとともに，その要旨を告示する。

平成24年8月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

所在が不分明な者の氏名	通 知 の 要 旨	
	指定施業要件の変更予定保安林の所在場所	変更後の指定施業要件
福島傳藏	垂水市田神字下胡麻迫1240番丙，1241番乙	告示第742号の変更後の指定施業要件のとおり
野田暎八	垂水市田神字下胡麻迫1242番	
福嶋昇	垂水市田神字下胡麻迫1242番1	
川畑秀夫	垂水市中俣字御用ヶ屋敷3828番イ，3828番ハ，3828番乙，3833番1	

鹿児島県告示第950号

平成24年6月22日鹿児島県告示第743号（以下「告示第743号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不分明であるので，森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により，その通知の内容を南大隅町役場に掲示するとともに，その要旨を告示する。

平成24年8月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

所在が不分明な者の氏名	通 知 の 要 旨	
	指定施業要件の変更予定保安林の所在場所	変更後の指定施業要件
瀬崎サチ子	肝属郡南大隅町根占辺田字檜木平4657番	告示第743号の変更後の指定施業要件のとおり
重久直吉	肝属郡南大隅町根占辺田字檜木平4658番	
石走満男	肝属郡南大隅町根占辺田字檜木平4659番	
坂口休助	肝属郡南大隅町根占辺田字檜木平4660番	

鹿児島県告示第951号

平成24年7月6日鹿児島県告示第793号（以下「告示第793号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不分明であるので，森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により，その通知の内容を鹿屋市役所に掲示するとともに，その要旨を告示する。

平成24年8月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 所在が不分明な者の氏名
小薄熊市
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所
鹿屋市小薄町5261番
 - (2) 変更後の指定施業要件
告示第793号の変更後の指定施業要件のとおり

鹿児島県告示第952号

平成24年7月17日鹿児島県告示第845号（以下「告示第845号」という。）で告示した保安林

の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を垂水市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成24年 8 月 17 日

鹿 児 島 県 知 事 伊 藤 祐 一 郎

所在が不分明な者の氏名	通 知 の 要 旨	
	指定施業要件の変更予定保安林の所在場所	変更後の指定施業要件
内田央吉	垂水市市木字登尾南1740番	告示第845号の変更後の指定施業要件のとおり
馬場兼志	垂水市市木字長谷比良2807番, 2819番	
大槻優	垂水市市木字長谷比良2808番	

鹿 児 島 県 告 示 第 953 号

昭和38年 7 月 15 日 鹿 児 島 県 告 示 第 675 号（林業関係職員の駐在場所）の一部を次のように改正し、平成24年 8 月 17 日から施行する。

平成24年 8 月 17 日

鹿 児 島 県 知 事 伊 藤 祐 一 郎

- (1)の表中「(1) 林業関係職員」を削る。
 (2)の表を削る。

鹿 児 島 県 告 示 第 954 号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成24年 8 月 17 日

鹿 児 島 県 知 事 伊 藤 祐 一 郎

事 業 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者			廃止年月日	サービスの種類
名 称	所在地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
徳光苑訪問看護ステーション	指宿市山川岡児ケ水1211番地	社会福祉法人尚徳会	指宿市山川岡児ケ水1212番地1	橋口 篤子	平成24年 6 月 1 日	訪問看護
大根占クリニック	肝属郡錦江町城元513番地1	社会医療法人鹿児島愛心会	鹿屋市新川町6081-1	徳田 哲	平成24年 8 月 31 日	通所リハビリテーション

鹿 児 島 県 告 示 第 955 号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第82条第 2 項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成24年 8 月 17 日

鹿 児 島 県 知 事 伊 藤 祐 一 郎

事 業 所		指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業 者			廃止年月日	サービスの種類
名 称	所在地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
生協在宅サービスセンター奄美中央病院	奄美市名瀬長浜町12番24号	奄美医療生活協同組合	奄美市名瀬長浜町12番24号	檜田 祐一	平成24年 7 月 31 日	居宅介護支援
大根占クリニック	肝属郡錦江町城元513番地1	社会医療法人鹿児島愛心会	鹿屋市新川町6081-1	徳田 哲	平成24年 8 月 31 日	居宅介護支援

鹿 児 島 県 告 示 第 956 号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第115条の 5 の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成24年 8 月 17 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
徳光苑訪問看護ステーション	指宿市山川岡児ケ水1211番地	社会福祉法人尚徳会	指宿市山川岡児ケ水1212番地1	橋口 篤子	平成24年6月1日	介護予防訪問看護
大根占クリニック	肝属郡錦江町城元513番地1	社会医療法人鹿児島愛心会	鹿屋市新川町6081-1	徳田 哲	平成24年8月31日	介護予防通所リハビリテーション

鹿児島県告示第957号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、有明町上水流土地改良区の役員の退任について次のとおり届出があった。

平成24年 8 月 17 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

退任した役員の氏名及び住所

理事 安留 一郎 志布志市有明町蓬原681番地3

鹿児島県告示第958号

鹿児島県建設工事入札参加資格審査要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

平成24年 8 月 17 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県建設工事入札参加資格審査要綱の一部を改正する要綱

鹿児島県建設工事入札参加資格審査要綱（平成8年鹿児島県告示第1402号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号ア中「3年」を「5年」に、「5年」を「7年」に改める。

附 則

この要綱は、平成24年8月17日から施行する。

鹿児島県告示第959号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、鹿児島県に意見書を提出することができる。

平成24年 8 月 17 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 都市計画の種類及び名称

(1) 種類 川内都市計画道路

(2) 名称 3・3・3号上川内駅前通線

2 都市計画を変更する土地の区域

廃止する部分

薩摩川内市大字御陵下町字公佛の一部

3 都市計画の案の縦覧場所

鹿児島県土木部都市計画課及び北薩地域振興局建設部建設総務課並びに薩摩川内市都市計画課

4 縦覧期間及び時間

平成24年8月17日から同月31日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分

から午後 5 時15分まで

公 告

平成25年度鹿児島県建設工事入札参加資格審査の申請期間等に関する公告
 鹿児島県建設工事入札参加資格審査要綱（平成 8 年鹿児島県告示第1402号）第 7 条の規定により、定期の入札参加資格の審査の申請期間等について、次のとおり公告する。

平成24年 8 月 17 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 県内に主たる営業所を有する者

会 場	場 所	日 時	
		年 月 日	時 間
鹿児島会場	鹿児島県庁（行政庁舎）会議室 （鹿児島市鴨池新町10番1号）	平成24年 9 月 11 日	9 : 00～17 : 00
		平成24年 9 月 12 日	9 : 00～17 : 00
		平成24年 9 月 20 日	9 : 00～17 : 00
		平成24年 9 月 21 日	9 : 00～17 : 00
		平成24年 9 月 24 日	9 : 00～17 : 00
		平成24年 9 月 25 日	9 : 00～17 : 00
		平成24年 10 月 1 日	9 : 00～17 : 00
		平成24年 10 月 2 日	9 : 00～17 : 00
		平成24年 10 月 5 日	9 : 00～17 : 00
		平成24年 10 月 12 日	9 : 00～17 : 00
		平成24年 10 月 15 日	9 : 00～17 : 00
		平成24年 10 月 25 日	9 : 00～17 : 00
		平成24年 10 月 26 日	9 : 00～17 : 00
		平成24年 10 月 31 日	9 : 00～17 : 00
薩摩川内会場	鹿児島県北薩地域振興局本庁舎会議室 （薩摩川内市神田町1番22号）	平成24年 9 月 10 日	9 : 30～17 : 00
		平成24年 10 月 4 日	9 : 30～17 : 00
		平成24年 10 月 17 日	9 : 30～17 : 00
		平成24年 10 月 22 日	9 : 30～17 : 00
加治木会場	姶良市加治木総合支庁舎会議室 （姶良市加治木町本町253番地）	平成24年 9 月 18 日	9 : 00～17 : 00
		平成24年 9 月 26 日	9 : 00～17 : 00
		平成24年 10 月 11 日	9 : 00～17 : 00
		平成24年 10 月 23 日	9 : 00～17 : 00
鹿屋会場	鹿児島県大隅地域振興局本庁舎会議室 （鹿屋市打馬二丁目16番6号）	平成24年 9 月 19 日	9 : 30～17 : 00
		平成24年 10 月 3 日	9 : 30～17 : 00
		平成24年 10 月 16 日	9 : 30～17 : 00
		平成24年 10 月 24 日	9 : 30～17 : 00
		平成24年 10 月 29 日	9 : 30～17 : 00
種子島会場	鹿児島県熊毛支庁舎会議室（西之表市西之表7590番地）	平成24年 9 月 27 日	9 : 30～16 : 00
屋久島会場	鹿児島県熊毛支庁舎屋久島事務所会議室 （熊毛郡屋久島町安房650番地）	平成24年 9 月 28 日	9 : 00～15 : 00
大島会場	鹿児島県大島支庁舎会議室（奄美市名瀬永田町17番3号）	平成24年 9 月 13 日	10 : 30～17 : 00
		平成24年 9 月 14 日	9 : 00～15 : 00

		平成24年10月18日	10 : 30 ~ 17 : 00
		平成24年10月19日	9 : 00 ~ 15 : 00
徳之島会場	鹿児島県大島支庁徳之島事務所会議室 (大島郡徳之島町亀津7216番地)	平成24年10月 9 日	10 : 30 ~ 17 : 00
		平成24年10月10日	9 : 00 ~ 16 : 00

2 県外に主たる営業所を有する者

会 場	場 所	日 時	
		年 月 日	時 間
鹿児島会場	鹿児島県庁 (行政庁舎) 会議室 (鹿児島市鴨池新町10番1号)	平成24年11月19日	9 : 00 ~ 17 : 00
		平成24年11月20日	9 : 00 ~ 17 : 00
		平成24年11月21日	9 : 00 ~ 17 : 00
		平成24年11月22日	9 : 00 ~ 17 : 00
		平成24年11月26日	9 : 00 ~ 17 : 00
		平成24年11月27日	9 : 00 ~ 17 : 00
		平成24年11月28日	9 : 00 ~ 17 : 00
		平成24年11月29日	9 : 00 ~ 17 : 00
		平成24年11月30日	9 : 00 ~ 17 : 00
		平成24年12月 3 日	9 : 00 ~ 17 : 00
		平成24年12月 4 日	9 : 00 ~ 17 : 00
		平成24年12月 5 日	9 : 00 ~ 17 : 00

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成24年 8 月 17 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
曾於市末吉町二之方字弁才天5380番2並びに字狐ヶ宇都5320番1, 5321番1及び5322番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
志布志市松山町泰野字松ヶ迫1111番地
社会福祉法人松山やっちく会
理事長 渡邊紘三

監 査 委 員 公 表

監査委員公表第11号

平成24年 7 月 31 日付け財第35号で、鹿児島県知事から平成22年度行政監査の結果に関する報告に基づき措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成24年 8 月 17 日

鹿児島県監査委員 弓指 博昭
同 橋口 和博
同 堀之内芳平
同 二牟礼正博

改善・検討を要する事項	措置の内容
1 出先機関における公用車の適正管理事務 出先機関における公用車の適正管理事務 の状況について ① 公用車の保有・配置, 使用 公用車の使用状況の把握については, 公	・ 出先機関の各所属において公用車稼

用車の効率的な使用や稼働率の向上を図るための前提であるが、地域振興局等においては部内全体の使用状況を把握している部署等がないことから、出納局においては車両管理者の責務として「使用状況の把握」の県訓令への明記や部署の設置などについて検討すること。

公用車の効率的な使用については、地域振興局等の部内において共同使用など弾力的な運用に努めることが必要であると考えられるが、課や係単位で管理・運用され他部署では使用し難い状況にあることから、車両管理者はその改善方策について検討すること。

また、現在、地域振興局等において進められている公用車の集中管理化については、目標台数の10台を確保できていないなど取組が不十分であることから、集中管理化の取組を一段と加速しながら、静岡県など他県の例も参考にしつつ車両管理者を中心とした集中管理の仕組みを構築していくこと。

公用車の保有・配置については、県訓令を所管する出納局及び各機関の業務量等や公用車の予算措置を所管する総務部においては、地域振興局等と連携を図り効率的・効果的な配置台数などについて検討すること。

その上で、稼働率を勘案しながら、必要に応じて減車等の措置を講じること。

なお、地域振興局等の運転技師付車両についても、全体の稼働率は66.6%で、最も高い局等と低い局等の差は20ポイント以上あるなど、職員運転車両と同様に局等間・局等内の部間で差異が見られることから、使用状況の把握や稼働率の向上対策と併せて適正配置を検討すること。

② 公用車の管理・安全運転の確保等

公用車の管理については、交通事故の防止等の観点から重要であることから、地域振興局等においては、道路運送車両法に基づく運行開始前の点検や定期点検、施錠など公用車の保管を適正に実施すること。

公用車の安全運転の確保等については、公用車を運転する職員の交通安全意識の高揚を図る必要があるが、地域振興局等において安全運転講習会を欠席している職員も見られることから、安全運転管理者等は職員の指導教育等に十分取り組むこと。

地域振興局等の公用車の管理や安全運転の確保等について、出納局においては毎年

働状況調査（平成22年度末及び平成23年度末）を行い、出納局及び各地域振興局等において、公用車の使用状況の把握に努めた。

- 地域振興局に配置されている集中管理車の利用促進を図るとともに、公用車管理規程第10条の規定に基づく公用車の借受制度による公用車の効率的な使用の取組を推進することとした。

- 現在地域振興局に配置されている集中管理車は、年式が古く、運転しにくい車両が集中したため、平成24年度から取り組む減車等の措置による公用車の適正配置の考え方を踏まえた上で、集中管理の仕組みを検討している。

- 公用車の取扱いについては、毎年度、車両毎の利用状況を把握の上、利用実態に応じた適正配置を図るため、稼働率の低い公用車については、減車や保管転換の措置を講じることとした。

- 鹿児島県公用車管理規程で公用車の運行開始前の点検や定期点検等について定められているが、安全運転管理者等研修会などを通じ、今後とも指導していくこととした。

- 地域振興局等の安全運転管理者に対し、安全運転講習会出席の徹底と欠席者に対するフォロー等の取組を指導していくこととした。

- 地域振興局等で実施する安全運転講習会の実施状況については、平成24年

1 回地域振興局等に対し県訓令等の説明会を開催し、運行開始前の点検等公用車の適正な管理や安全運転講習会の開催などの指導を行っているが、地域振興局等における実施状況などの確認は行っていないことから、実施状況を定期的に確認するとともに、指導の徹底を図ること。

③ 公用車の保管転換等処分

公用車の保管転換等処分について、地域振興局等においては各機関が独自の方法により処理している状況にあることから、出納局においては、保管転換の具体的なマニュアルの作成などについて検討すること。

2 出先機関における高額備品の適正管理事務

出先機関における高額備品の適正管理事務の状況について

① 高額備品の使用及び管理

出先9機関の高額備品の中には漫然と保有され、事業の休廃止後も使用されないまま教室等を長期に占有しているものが見られた。高額備品の適切な使用・管理を図るためには、使用状況を定期的に把握する必要があることから、管理調達課を中心に関係課が連携して、財務会計システムに車両類等と同様に、高額備品に係る使用状況等を入力する項目や集合備品を構成する機器の明細を入力する項目を設けるなど、高額備品の使用状況を把握し、適切な使用・管理を図る方策を検討すること。

また、同システムの対象でない公営企業においても、使用状況の把握など高額備品の適切な使用、管理を図る方策を検討する必要がある。

2月に調査を実施したところであり、今後とも「鹿児島県公用車管理規程」に基づき、公用車の管理や安全運転の確保等についても指導の徹底を図ることとした。

- 職員コミュニケーションシステムの物品に係る電子掲示板を活用し、保管転換等処分の手続の取組を推進することとした。

- 高額備品の適切な使用・管理については、高額備品を所有している所属（以下「対象所属」という。）に対し、高額備品の使用実績や法定点検等の実施状況等についての使用・管理に係る実態調査を行うとともに、併せて法定点検実施等の徹底について依頼した。

また、当該調査結果を対象所属や本庁の主管課や関係課に送付し、今後使用する見込みのない高額備品については、その取扱いについて検討するように通知した。

対象所属等においては、当該調査により高額備品の現物確認、使用状況の把握、管理、法定点検、使用していない備品の今後の取扱い等についての認識と自覚が高まったと考えており、今後とも使用・管理に係る実態調査を行い、高額備品の適正管理が図られるように指導していくこととした。

- 財務会計システムに高額備品の使用状況等を入力する項目を設けることについては、現行システムの仕様変更により多額の費用を要することなどから、財務会計システムに高額備品の使用状況等を入力することと同様な効果が得られる高額備品の使用・管理に係る実態調査を行うこととした。また、集合備品を構成する機器の明細の入力は現行システムの活用で対応することとした。
- 県立病院においては、高額備品の適正管理について各県立病院事務長へ通

高額備品の管理については、現物の確認をすることがその基本であることから年1回関係帳簿と現物とを照合確認することとされているが、出先9機関において、現物の確認の実施が不十分な機関も見られたことから、現物の確認の必要性を十分認識し確実に実施すること。また、管理調達課及び県立病院課においては、現物の確認が確実に実施されるための方策を検討するとともに、その確実な実施について指導の徹底を図ること。

高額備品の点検については、常に本来の機能が十分発揮できるよう適時適切に実施することが重要であるが、出先9機関において、法定点検について適正に実施されていない事例が見られたことから、法令等に基づき保守点検計画を策定し適正に実施すること。また、管理調達課及び県立病院課においては、その確実な実施について指導の徹底を図ること。自主点検については、必要に応じて点検項目等を定めるなどさらに充実強化するほか、点検の結果を記録し保管しておくこと。

② 高額備品の処分及び取得

高額備品の処分については、出先9機関において、LL装置やリニアックなど1年間使用実績がなく不用の決定が行われていないものが見られたことから、不用なものについては、職員コミュニケーションシステムの電子掲示板の積極的な活用などにより速やかに所定の手続を進めるとともに、取扱未定のものについては、早急に今後の取扱いについて検討すること。

なお、同電子掲示板については、内容の不十分なものなどが見られたことから、管理調達課を中心に、掲示の方法・項目等についての要領を定めフォーマットの統一を図るなど、情報の共有を図るための方策を検討すること。

知を行うなど、改めて周知徹底を行った。また、使用状況が把握されていないものは、使用簿の作成や日誌等により適正な使用・管理を行うとともに、毎日使用しているもののうち使用状況の把握がなされていないものは、日々の診療に支障を来さない範囲で同様の改善策を講じることとし、使用状況がいつでも把握可能な体制を整えておくこととした。

- ・ 高額備品の現物確認については、所属を挙げて実施するなど、確実に関係帳簿との確認を行うように全所属へ通知した。また、会計課が実施した平成23年度の出納機関の会計検査において、高額備品の現物確認や法定点検の実施状況の確認を行い、確実な確認等について指導するとともに、各種研修会（新任出納員等研修、出納員・会計職員等研修）や本庁各部局等の経理担当主幹会議においても、関係帳簿と現物確認の確実な実施等について周知を図った。

- ・ 職員コミュニケーションシステムの物品に係る電子掲示板については、各機関が利用しやすいように掲示方法や項目等について整理した「物品活用情報職員コミュニケーションシステム掲載要領」を新たに策定し、全所属へ通知した。

公安委員会公告

警備業交通誘導警備業務 2 級検定実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者に対し、警備業交通誘導警備業務 2 級検定を次のとおり実施する。

平成24年 8 月 17 日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

1 検定の種別及び級の区分

交通誘導警備業務 2 級

2 検定の実施日時、実施場所及び受検定員

(1) 実施日時

平成24年11月17日（土）午前9時から午後5時まで。ただし、受付は、当日の午前8時30分から午前9時までとする。

(2) 実施場所

鹿児島県警察本部（鹿児島市鴨池新町10番1号）

(3) 受検定員

30人（受付先着順とする。）

3 検定の受検資格

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員で県内の営業所に属している者

4 検定試験の方法及び内容

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 車両等の誘導に関すること。

エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 車両等の誘導に関すること。

イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

5 検定申請の手続

(1) 受付の期間及び時間帯

ア 期間

平成24年10月9日（火）から同月19日（金）まで（県の休日を除く。）

イ 時間帯

午前8時30分から午後5時まで

(2) 提出書類

ア 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）別記様式第1号の検定申請書（以下「検定申請書」という。） 1通

イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉

ウ 受検者の住所地を疎明する書面（県内に居住する場合に限る。） 1通

エ 県内の営業所に属することを疎明する書面（県外に居住する警備員又は県内に居住する警備員で、受検者の住所地を疎明する書面を提出しない者に限る。） 1通

(3) 申請先及び申請方法

ア 申請先

県内に居住する場合における受検者の住所地又は受検者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又

は生活安全刑事課

イ 申請方法

受検者本人による申請（受検者本人以外による申請及び郵送等による申請は認めない。）

6 検定手数料

14,000円（14,000円分の鹿児島県収入証紙を検定申請書に貼り付けて提出すること。）

なお、検定申請書を受理した後は、検定手数料は返還しない。

7 その他

- (1) 本検定の学科試験は、実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

なお、実技試験においても、合格点に達しないことが明らかになった場合は、その時点で当該受検者に対する実技試験を中止し、以降の実技試験は行わない。

- (2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴、ひも付き警笛及び雨着（雨天時のみ）を持参すること。

- (3) 合格者発表は、検定当日、検定の実施場所において行う。

- (4) 検定当日、合格者に対しては検定規則第11条に規定する成績証明書を交付する。

8 問合せ先

本検定についての問合せは、鹿児島県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話099-206-0110内線3014・3018）に行うこと。